

# ふるさと教育推進事業実施要綱

## 1 目的

子どもたちを巡る様々な課題を解決するため、地域住民が学校教育へ参画したり自主的な学習活動や社会参加活動を促進したりするなど、学校と家庭と地域が一体となった体系的な教育活動を推進することが必要である。

そのため、ふるさと教育の趣旨に則り、児童生徒の豊かな心や地域への愛着を培い、学習意欲の向上を図るとともに、自ら課題を見つけ、自ら学び考える児童生徒の育成を進める。また、家庭・地域における教育力の向上・活性化、地域社会の基盤強化等を推進していく。

このことにより、児童生徒の「生きる力」を養い、島根を学びの原点にもち、島根の未来を創る人の育成につなげる。

## 2 事業内容

### (1) 県における取組

市町村へふるさと教育基本方針を提示し、ふるさと教育推進体制構築のために以下のことを行う。

- ① 市町村や学校へ、県の機関・施設のもつ人材、情報、学習機会の提供をする。
- ② ふるさと教育の推進を図るための教員研修を行う。
- ③ ふるさと教育の推進のため、指導主事と社会教育主事の連携により市町村や学校へ指導・助言する。
- ④ 学校と企業等が連携して教育活動を実施するための情報を提供する。

### (2) 市町村における取組

県が示すふるさと教育基本方針をうけ、市町村独自のふるさと教育の方針を示すとともに、「ふるさと教育ネットワーク会議」等を組織、開催する。また、学校や地域における活動の充実に向けたふるさと教育推進体制の構築を図るために、以下に示すことに対して支援を行う。

- ① 小中9年間を見通した中学校区の「ふるさと教育全体計画」及び「ふるさと教育一覧表」を作成し、教育課程の中に位置づけた各校の特色あるふるさと教育を小中学校の各学年で年間35時間以上実施する。
- ② ふるさと教育を発展・補完・深化させるため、公民館等を中心とした生涯学習・社会教育事業を実施するよう努める。
- ③ 中学校区において、公民館等のネットワーク化を図るとともに、地域の教育資源の情報を共有し、地域学校協働担当者同士のつながりを深めるための連絡会を開催したり、学校支援ボランティアや指導者の発掘・育成を図るための研修会等を開催したりするよう努める。
- ④ 学校教育と公民館等を中心に行われる生涯学習・社会教育事業との連携を図り、学校におけるふるさと教育の充実を図るよう努める。
- ⑤ 市町村における事業の推進を図るための、地域の特色を知り、課題について考える教職員を対象とした研修を開催するよう努める。
- ⑥ ふるさと教育の計画、実施状況について、広報誌やホームページ等を利用し、幅広く情報発信に努める。
- ⑦ ふるさと教育において、異校種による学びの縦の連鎖と、学校・家庭・地域による学びの横の連鎖を充実させるため、「キャリア・パスポート」を活用する。

### 3 事業計画の提出

市町村は、「ふるさと教育推進計画」（様式1）を策定し、中学校区の「ふるさと教育全体計画」「ふるさと教育一覧表」（様式任意）と合わせて県教育委員会に提出するものとする。

### 4 事業に要する経費の交付

県は、市町村と市町村立学校が実施するふるさと教育に係る経費を「ふるさと教育推進事業交付金交付要綱」に定めるところにより交付する。

### 5 事業実績報告

市町村は、事業終了後に、市町村の「ふるさと教育実施報告書」（様式2）、各学校の「ふるさと教育取組事例」（様式3）を事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、県に提出するものとする。

### 6 その他

(1) 県は、必要に応じて事業の実施状況及び経理の処理状況について実態調査を行う。

(2) この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑な実施のために必要なものは別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成29年3月29日から施行し、平成29年度交付分から適用する。

#### 附則

この要綱は、令和2年3月25日から施行し、令和2年度交付分から適用する。

#### 附則

この要綱は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度交付分から適用する。